

博士課程前期課程のみなさんへ 「GMAP in Law サーティフィケート」 説明会開催のお知らせ

* GMAP in Law サーティフィケートとは

将来、海外の大学院への留学や国際企業等への就職を希望する皆さんにとって、博士前期課程の時から、英語で行われる授業になれておくことは極めて重要です。

そうした希望を持った皆さんのために、今年度より「GMAP in Law サーティフィケート」プログラムが始まります。

GMAPでは海外から招いた一流の研究者や実務家による英語での授業や、専門の教師による法律英語の授業等が提供されています。博士前期課程在学中に、こうした科目の単位を一定数取得すれば、修了時に修士の学位に加えて、GMAP in Law サーティフィケートが付与されます。

日時：4月5日（水）13:20～14:50

場所：第2学舎3階 大会議室

* 当日は英語で提供される科目の案内も行います *

どうぞお気軽にご参加ください！